

平成 27 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

当社取締役会長此下益司氏が提訴した 名誉棄損訴訟の勝訴判決に関するお知らせ

当社取締役会長の此下益司氏は、産経新聞社、共同新聞社、毎日新聞社などの報道機関に対し名誉棄損による損害賠償請求を求め提訴をしておりました。本日判決の言い渡しがあり、名誉毀損を報道機関が行ったと認定され、勝訴を勝ち取ったとのことです。当該報告が此下益司氏より当社に対してありましたのでお知らせいたします。

簡単に経緯をご説明いたします。

上記報道各社は、2013年9月17日付で、此下益司氏に対し、証券取引等監視委員会が、金融商品取引法違反（偽計）で、数十億円の課徴金納付命令を出すよう金融庁に勧告する方針を固めたとの報道を行いました。その勧告理由としては、ホテル保有会社の発行した転換社債の引受は仮装であり、当社グループ会社の株価吊り上げを目的とした取引を公表した等と掲載しておりました。

当該報道につき、裁判所としては本報道が名誉毀損に当たるものであったとした上で、「真実であると信じる相当の理由があったということとはできない」と認定しました。

同裁判は直接には当社に関連がなく、また、同勧告についても当社の事業、財務等に関係しないものですが、同報道は、此下益司氏のみならず当社の信用等をも毀損するものであったと考えております。そのため、裁判所の判決に注目して参りました。この度、此下益司氏の主張が裁判所によって明確に肯定されましたことは、同報道に対する当社の意見と同じくするものであり、大変歓迎しております。

私どもは、現代社会において「第四の権力」とも言われる報道機関には、権力者としての自己抑制が求められると考えております。また、報道は、長年に亘って築き上げた企業の信用や個人

の名誉等を、一瞬にして破壊する巨大な力を有しております。まして、国家権力に与する場合に一企業ないし一個人が受ける被害は甚大です。このような影響力に鑑みると、報道機関には、慎重な対応、自己抑制、国家権力への批判的態度等が強く要請されるものと信じております。この点、この度の裁判所の判決は「慎重な取材の上で記事を掲載することが要請されるというべきである。」と断じたものであり、軽率な報道に警鐘を鳴らすものとして、私どもとしては大変感銘を受けるものです。

同報道にありますウェッジ社の取引につきましては、当社グループ会社の内部調査でも違法性はないと確信しております。また当該ホテルにつきましては、現在も当社グループが保有、稼働しており、幾度となく各種の栄えある賞を受賞しており、メディアや旅行者サイトにも取り上げられております。

(掲載の一部につきましては、以下のURLをご参照ください。)

http://www.wedge-hd.com/cms_v2/assets/files/NEWS/2014/p20141119.pdf

http://www.wedge-hd.com/cms_v2/assets/files/NEWS/2014/p20140417.pdf

http://www.wedge-hd.com/cms_v2/assets/files/NEWS/2014/p20140326.pdf

http://www.wedge-hd.com/cms_v2/assets/files/NEWS/2013/p20131220.pdf

当社といたしましては、軽率な報道により、当社の取締役や当社グループ会社、さらには投資家や株主の皆様、全従業員に大きな損害を与えた報道機関に対し怒りを覚え、本訴訟に協力をして参りました。本日の勝訴判決は、これら関係した皆様の名誉を回復させるものであり、判決だけによってこの数年間の名誉棄損が完全に回復するものではありませんが、大変歓迎しております。

今後の見通しといたしましては、本件につきましては、当社取締役個人に対する事案でありますので、当社グループの業績への影響はありません。今後とも、当社グループ各社及び関係者の信用ないし名誉を傷つける案件においては、各位と協力しつつ毅然として対応して参る所存です。

当社は引き続き本業にも邁進し、中期経営計画の遂行しグループの拡大を実現することで企業価値向上を目指して参りますので、何卒ご理解とご支援をいただけますよう宜しくお願い申し上げます。

以上